

<法務>

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 (法務省、経済産業省)	a 隣接法律専門職種のうち、司法書士(簡易裁判所での訴訟代理権)及び弁理士(特許権等の侵害訴訟での代理権)については、早急に所要の権限を付与するための措置を講ずる。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布	司法書士について措置(4月施行予定) 弁理士について措置(公布後1年以内に施行予定)
(財務省)	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 【税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)及び平成13年財務省令第58号】	法案成立、公布	措置(4月施行)	
弁護士事務所の法人化 (法務省)	弁護士事務所の法人化を可能とするための所要の措置を講ずる。 【弁護士法の一部を改正する法律(平成13年法律第41号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)	

イ 商法・民法の見直し

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
無議決権優先株の発行枠拡大及び優先株発行手続の簡素化等 (法務省)	資金調達手段の多様化の観点から、無議決権優先株の発行枠拡大や優先株の発行手続の簡素化等について、制度を整備する。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)	
トラッキング・ストックに関する制度の整備 (法務省)	株式による資金調達手段の多様化を図る観点から、トラッキング・ストック(部門・子会社業績連動配当型株式)について制度の整備を行う。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
種類株主の取締役の選解任権 (法務省)	各クラスの株主にそれぞれクラスごとに定められた一定数の取締役の選解任権を与えるような形の種類株式の発行を解禁する。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)	
検査役調査制度の改善 (法務省)	検査役調査制度について、現物出資等の際の検査役調査に代わるものとして、弁護士等の専門家による財産の価格の証明制度を拡充する。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)	
取締役会及び監査役会の在り方及び株主代表訴訟制度の改善 (法務省)	コーポレート・ガバナンスの実効性をより高める観点から、業務執行機関と監督機関の分離、社外取締役監査と監査役監査との間の選択制の採用、取締役・監査役・執行役員の権限の明確化、完全子会社における法制の簡素化、株主代表訴訟制度の改善等について検討するとともに、商法の強行法規性の緩和を図る方向で、機関の在り方の見直しを行う。 (第154回国会に係る法案提出) 【商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律案(平成13年法律第149号)(株主代表訴訟制度の改善等について)】	法案提出 株主代表訴訟制度の改善等 については、法律案成立、公布	法案成立後公布 株主代表訴訟制度の改善等 については、措置(施行)	措置(公布後1年以内に施行予定)
ストック・オプション制度の改善 (法務省)	ストックオプション制度に関して、発行手続の簡素化、付与対象者の拡大、付与限度枠の拡大等を図る。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)	
商業帳簿等の電子化 (法務省)	システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。 定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置(4月施行)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
株主総会の招集通知の電子化 (法務省)	インターネットや電子メール経由による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経由での通知を認める。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
株主総会における議決権行使の電子化 (法務省)	株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるための所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省)	企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律(平成13年法律第128号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
商法開示と証券取引法開示の調整 (法務省)	企業情報の開示の在り方について、証券取引法に基づく財務諸表(個別企業の財務諸表)との整合性が確保されるよう、商法及び法務省令の規定を整備する。 (第154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布 措置(公布後1年以内に施行予定)	